

●香川県告示第492号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和46年7月6日指道第19号（香川県告示第755号）で行った道路の位置の指定を次のように変更して指定した。

平成24年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第11号
- 2 指 定 年 月 日 平成24年10月1日
- 3 指定道路の位置 変更前 丸亀市今津町字中原158番3  
変更後 丸亀市今津町字中原159番4、159番8
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 30.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。